令和４年度

豊田市区長会 第８回 役員会

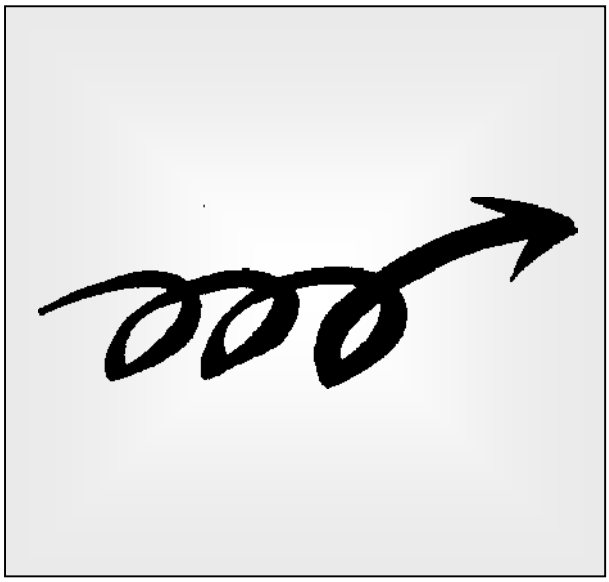

区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています

市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の５項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに５つの誓いを５本の指で表現しています。

日　時　　令和４年１１月２日（水）　午後２時から

場　所　　豊田市役所　南庁舎５階　南５１会議室

次　第

【司会　鈴木副会長／場所　市役所南庁舎５階　南５１会議室】

１　豊田市民の誓い唱和　　篠原書記

２　会長　挨拶

３　豊田警察署 報告・説明　　ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

４　区長会　報告・確認・協議事項　　ページ

1	「環境美化の日」の見直しについて		1
	協議事項	・別紙のとおりです。	
2	選挙に関する注意点について		2
	情報提供	・別紙のとおりです。	

５　共済会運営委員会 報告事項　　ページ

1	今期見舞金の支給状況について			3
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は<u>原則５日以内</u>です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、<u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください</u>。	―	

６　地区コミュニティ会議会長連絡会　依頼・情報提供事項　　資料番号

1	令和５・６年度スポーツ推進委員の推薦について		スポーツ振興課	1
	依頼内容	・令和５・６年度のスポーツ推進委員の推薦に御協力をお願いします。 ・別紙推薦書をスポーツ振興課へ御提出ください。 ・推薦に際し、質問等がございましたらスポーツ振興課までお問合せください。 【推薦期限】令和５年１月２０日（金） 【連絡先】生涯活躍部スポーツ振興課（TEL:34-6632）	区長便	

7　豊田市等からの依頼・情報提供事項

				資料番号
1	農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任について		農業委員会事務局	2
	情報提供・依頼	・任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任を行います。自治区によっては、現在の委員から相談等ある場合がありますので、ご協力をお願いします。 【募集期間】令和５年２月１日（水）から２月２８日（火） 【連絡先】農業委員会事務局（電話：34-6639/FAX：33-8149）	区長便	
2	一般廃棄物処理手数料の改定について		循環型社会推進課	3
	情報提供	・令和５年４月１日からごみ処理施設に直接持ち込むごみ処理手数料と粗大ごみ収集手数料が改定されます。 【連絡先】循環型社会推進課（電話：71-3001/FAX：71-3000 ）	区長便	
3	愛知県知事選挙における投票管理者等の推薦の御協力について		選挙管理委員会事務局	4
	依頼内容	・今回の文書は、依頼事項の事前案内です。後日、詳細を文書で正式に依頼します。 【内容】 〇投票日当日の投票立会人（２名）の推薦、投票所施設の使用承諾 〇期日前投票の投票管理者（１名）、投票立会人（２名）の推薦 〇選挙公報の配布 【連絡先】選挙管理委員会事務局　（電話:34-6667/FAX：31-8623）	区長便	

8　１１月区長便のお知らせ　　・・・　5

9　各地区の情報交換について　担当：第４ブロック

【第９回役員会】　１１月３０日（水）　１４：００～　市役所南庁舎５階　南５１会議室
（市長との意見交換会後、区長会役員会を行います。）

まちと川を美しくする会
令和５年度活動計画

「環境美化の日」の見直しについて（案）

１　見直しの経緯

現在、９月の環境美化の日（９月第３日曜日）が三連休の中日になっている。環境美化の実施日は、自治区で決定して構わないとなっているが、実際には９月第３日曜日に実施している自治区が多い。

このことは、常々より課題として取り上げられる、自治区活動に参加しない住民の増加を助長しかねないと考える。

そのため、以下のとおり「環境美化の日」を見直したい。

２　見直し内容

現　　在	令和５年以降
春の環境美化の日 　　６月第３日曜日 秋の環境美化の日 　　９月第３日曜日	春の環境美化月間 　　６月１日～６月３０日 秋の環境美化月間 　　９月１日～９月３０日 ※令和５年６月１１日（日）（予定）と 　令和５年９月１０日（日）（予定）は、 　渡刈クリーンセンターの稼働を依頼するため、環境美化廃棄物の搬入可能 ※基本を６月と９月の第２日曜日とし、 　必要に応じて協議

３　その他

・市による廃棄物の収集運搬支援が可能な期間はこれまでどおりです。
　春：６月～７月　　秋：９月～１０月

１１月区長便
No.〇

令和４年１１月２日

自治区長　各位

豊田市区長会
会長　深津　澄男

選挙に関する注意点について（情報提供）

自治区は、「地域住民が、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力によって、やすらぎとうるおいに満ちた地域社会をつくる」ことを目的として自主的に組織する団体ですが、その目的からして「公共的性格が濃い」ことと合わせて「地域包括的」なことを特色としています。従って、さまざまな人々を包含することとなり、それ故に思想、信条ならびに信教の自由を阻害することのないよう十分な配慮が必要とされます。つきましては、下記の点を参考にしていただきますようお願いいたします。

記

１　選挙時における自治区の具体的な主な対応策
（「豊田市区長会役員会見解」平成５年１月）

（１）自治区は、自治区の役職（区長、副区長、組長等）にあるものおよび自治区の諸団体（区女性会、高齢者クラブ等）等を利用して、公職の選挙（衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長の選挙）の選挙運動および政治活動は行わない。
※特定候補者の後援会加入の回覧行為等

（２）自治区の役職にあるものは、公職の選挙に関し「候補者を励ます会」、「候補者の出陣式」、「選挙事務所への陣中見舞」等区民に対する動員要請はしない。

（３）自治区の集会所（区民会館、児童館）等を公職の候補者の選挙事務所、後援会事務所として貸しださない。
※移動事務所は除く。

（４）自治区の集会所を公職の候補者の選挙運動および政治活動のために使用させる場合は、適切な管理規則に基づいて使用させること。

（５）自治区と政治・選挙を分離させるため、自治区とは関係のない後援会を組織するものとする。後援会の加入は、あくまで任意加入を原則として組織しなければならない。
※後援会組織結成にあたっては、立候補者が中心となって行うものとする。

２　自治区と日常の政治活動

選挙に限らず、区長が日常の政治活動に対する協力を要請されることは多いと思います。しかし、この場合も選挙と同様に、自治区組織を利用することなく、また区長としての立場で活動することもないようご留意ください。

参考資料：自治区運営の手引　　Ⅳ－１（７）１２４～１２９ページ（自治区と選挙活動）

【問合せ】豊田市区長会事務局（３４－６６２９）

令和４年度 豊田市区長会共済会

第 8 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
10 月 1 日～10 月 31 日	5	69, 000	1	6, 000
4 月 1 日～10 月 31 日	32	818, 500	13	228, 000
1 件あたりの平均支給額	―	25, 578	―	17, 538

2 １０月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額(円)	行 事 名	傷害の内容	発 生 状 況
1	宮口新田	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(右腕上腕)	草刈り作業中、垣根の奥にスズメ蜂の巣があったが気付かず蜂に刺され負傷
2	前 山	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(左腕上腕)	法面の草刈り作業中、植木に蜂の巣がある事に気付かず蜂に刺され負傷
3	下川口	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(左手甲)	林道脇の草刈り作業中、地中に蜂の巣があり飛び出してきた蜂に刺され負傷
4	栄 町	26,000	評議員会	右足親指骨折	テーブルを片付ける際バランスを崩してテーブルの頭が足の指に直撃し負傷
5	栄 町	25,000	評議員会	左拇趾創傷	テーブルを片付ける際バランスを崩してテーブルの頭が足の指に直撃し負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
10 月 1 日～10 月 31 日	7	1, 862, 694	2	137, 830
4 月 1 日～10 月 31 日	11	2, 376, 944	6	339, 844

４　１０月の賠償金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	賠償の内容
1	深　見	429,491	夏の総役	草刈機で除草作業中跳ねた石が近くに駐車していた車の左後部ﾄﾞｱｶﾞﾗｽに当たり破損とｻｲﾄﾞｽｶｰﾄ取替他
2	渡　合	683,463	廃品回収事前草刈り	草刈機で除草作業中跳ねた石が近くに止まっていた車の右ﾌﾛﾝﾄﾄﾞｱｶﾞﾗｽに当たり破損とﾚﾝﾀｶｰ代他
3	敷　島	178,821	お須原山草刈り作業	草刈機で除草作業中跳ねた石が走行中の車のﾌﾛﾝﾄｶﾞﾗｽに当たり破損
4	二区西部	150,183	毘森公園清掃活動	草刈機で除草作業中跳ねた石が走行中の車の右ﾌﾛﾝﾄﾄﾞｱｶﾞﾗｽに当たり破損とﾎﾞﾃﾞｨｰに傷を付けた
5	松嶺・押沢	110,341	秋の環境美化活動	草刈機で除草作業中跳ねた石が近くに止まっていた軽ﾄﾗｯｸのﾌﾛﾝﾄｶﾞﾗｽに当たり破損
6	金　谷	258,629	秋の環境美化活動	草刈機で除草作業中跳ねた石が近く駐車場に止めてあった車のﾊﾞｯｸﾄﾞｱｶﾞﾗｽに当たり破損とﾎﾞﾃﾞｨｰに傷を付けた
7	鴛　鴨	51,766	秋の環境美化活動	草刈機で除草作業中跳ねた石が走行中の車のﾘﾔﾄﾞｱｶﾞﾗｽｶﾞﾗｽに当たり破損

【問合せ先】区長会事務局　中山
電話　３４-６６２９

１１月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ（https://www.toyota-kuchokai.org）でも、資料を掲載しています。

No.	文　書　名	担当課	電話	種類	送付先
1	一般廃棄物処理手数料の改定	循環型社会推進課	71-3001	通知	全自治区
2	年末年始のごみ収集・清掃関係施設の休業予定	循環型社会推進課 清掃業務課 清掃施設課	71-3001 71-3003 28-2000	通知	全自治区
3	選挙に関する注意点	豊田市区長会	34-6629	通知	全自治区
4	農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集	農業委員会事務局	34-6639	依頼	全自治区
5	愛知県知事選挙における投票管理者等の推薦の御協力	選挙管理委員会	34-6667	依頼	全自治区
6	地域活動における女性の参画	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
7	「年末の交通安全市民運動」実施要綱他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
8	ぼらんてぃあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
9	そえぎ	次世代育成課	34-6630	配付	全自治区
10	令和４年度道路・河川愛護作業実施報告書　【提出期限 12 月 21 日】	道路維持課 河川課	34-6645 34-6672	依頼	全自治区
封筒	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	33-7201	回覧 配付	豊田警察署 管内の自治区

※「自治区だより」は発行の都度、支所に３部（挙母地区は地域支援課に２部）ご提出をお願いいたします。（支所、区長会事務局、社会福祉協議会にて保管しています。）

【その他のお知らせ】

※防犯灯設置費補助金の申請書類は、１１月末日までに提出してください。

緊急設置の要望がある場合は、早めに支所に相談してください。

（自治区運営の手引き：Ⅱ巻　１８ページ参照）

【地域支援課】電　話：(0565) 34－6629　　ＦＡＸ：(0565) 35－4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

Memo

「人づくり･まちづくり･幸せづくり」

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

1　緑をはぐくみ、川を大切にして、
豊かな自然を愛しましょう。

1　スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上につとめましょう。

1　元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。

1　互いに助けあい、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。

1　いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。

（昭和５３年３月１日制定）

「市民の誓いシンボルマーク」(平成 18 年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の５項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

資料１

令和４年１１月２日

各地区コミュニティ会議会長　様

豊田市生涯活躍部
スポーツ振興課長　都築　保裕

豊田市スポーツ推進委員の推薦について（依頼）

日頃は本市スポーツ推進に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、令和２年度末に御推薦いただきましたスポーツ推進委員が令和４年度末をもって任期満了となります。

つきましては、令和５年度及び令和６年度のスポーツ推進委員を御推薦いただくため、別紙推薦書を下記により御提出くださいますようお願いいたします。

なお、推薦に関して質問等がございましたら、スポーツ振興課まで御連絡ください。

記

１　提 出 物　　推薦書（様式第１号・再任、新任予定者の人数分）

※別添「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」内、「推薦書」提出必要者「○」の方。様式の種類は備考欄を御確認ください。

①様式第１－１号＜継続者用＞
対象者：任期満了者で且つ継続意思「有」の方
（こちらで小学校区と氏名を記入しています。）

②様式第１－２号＜新規者用＞
対象者は以下のどちらか
・前任者の任期満了によって、新しく推薦される方
・前任者がいない場合で、新しく推薦される方

③様式第１－３号＜新規（前任者 任期途中退任）者用＞
対象者：任期途中で退任された前任者を引継ぐ方

２　提出期限　　**令和５年１月２０日（金）までにスポーツ振興課**に御提出ください。
※交流館の公達便をご利用ください。

３　任期満了者　　「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」参照

４　そ の 他　　交流館長及び地域スポーツクラブへも、別途情報提供をしています。
中学校区内に地域スポーツクラブが設立されている地区は、地域スポーツクラブに情報共有しながら推薦してください。

【連絡先】
豊田市生涯活躍部 スポーツ振興課　加藤、太田（麻）
（ＴＥＬ）３４―６６３２　（ＦＡＸ）３２―９７７９
（ E-mail ）sports@city.toyota.aichi.jp

豊田市スポーツ推進委員推薦依頼について

豊田市生涯活躍部スポーツ振興課

1　スポーツ推進委員の概要について

【身　　分】豊田市が委嘱する非常勤特別職

【任　　期】２年（再任可）。

ただし、前任者が任期途中で退任した場合は、前任者の残任期間。

【活　　動】地域でのスポーツ活動（行事開催に伴う連絡調整含）、スポーツ推進委員協議会活動、研修など。

【報　　酬】活動回数あたり２，５００円

※以下の「４スポーツ推進委員の報酬対象活動について」参照

【役　　割】「地域」を活動の場とし、実技指導、企画及び運営・調整を軸に、地域住民の身近な立場からスポーツへのきっかけを提供する。

2　任期満了に伴うスポーツ推進委員の推薦について

・別添「豊田市スポーツ推進委員継続意思確認書」を参照してください。

・「推薦書提出必要者」の欄に「〇」がついている方が対象となります。

・提出する推薦書の様式は、備考欄に記載してあります。

【委嘱期間】令和５年４月１日～令和７年３月３１日（２年間）

【提　　出】**令和５年１月２０日（金）までに**スポーツ振興課へ推薦書を提出してください。（交流館経由可）

3　任期途中での退任委員について

・「推薦書提出必要者」の欄に「〇」がついている方が対象となります。

・提出する推薦書の様式は、備考欄に記載してあります。

・任期途中での退任を希望するスポーツ推進委員から「退任願」の提出がありますので、コミュニティ内での承諾が必要になります。承諾の場合は、ご署名ください。

【委嘱期間】令和５年４月１日～令和６年３月３１日（１年間）

【提　　出】**令和５年１月２０日（金）までに**スポーツ振興課へ推薦書を提出してください。（交流館経由可）

４　スポーツ推進委員の報酬対象活動について（情報提供）

【対象活動】

① 地域スポーツ活動･･･コミュニティ、自治区、子ども会等

例：）体力測定会の運営、自治区運動会での競技審判、球技大会の審判、ニュースポーツ体験会等

② 地域スポーツクラブでの活動　･･･参加無料かつ誰でも参加可能で、スポーツの機会が提供される場

例：）バレーボール大会の運営、ウォーキング活動の運営及び指導等

③ スポーツ振興課の認める協議会活動･･･総会、理事会、役員会、専門部会等

④ 研修会参加･･･市、県等主催

【対象外の活動】

・大会や活動等の準備に伴う会議または反省会等

・特定のチームに対する定期的な指導等。

※例えば、子供会やスポーツ少年団等に毎週フットサルやテニスなどを指導する。

【支払い方法】

スポーツ推進委員より毎月提出される活動報告書をもとに、毎月お支払いをしております。（２，５００円／回）

参考

豊田市スポーツ推進委員の委嘱及び職務に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及び豊田市スポーツ推進委員規則（令和２年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の委嘱及び職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱の方法）

第２条　市長は、推薦書（様式第１号）により地区コミュニティ会議からの推薦を受け、委員を委嘱するものとする。

2　地区コミュニティ会議は、地区内の住民のうち委員に適当と思われる者を推薦することとする。また、可能な限りその居住区域にかかる小学校区に偏りがないように選出するものとする。

（職務の分担）

第３条　規則第２条第２項に規定する委員が分担する地域又は事項については、次のとおりとする。

（1）分担する地域については、別表第１のとおりとする。

（2）分担する事項については、別表第２のとおりとする。

（委嘱限度数）

第４条　別表第１におけるコミュニティごとに、毎年９月１日現在の人口を基準に、住民 3,000 人に委員１人の割合で委嘱数に限度を設けるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた場合については、規則に定める定数の範囲内で、限度を越えた人数の委員の委嘱ができるものとする。

（住所変更）

第５条　委員に別表第１のコミュニティの区域を超えた住所の変更があった場合における第２条第２項、第３条第１項第１号及び前条の取扱いについては、当該委員が任期満了になるまでは、継続して住所変更前の別表第１のコミュニティの区域に所属するものとみなす。

（報償）

第６条　委員が地域でのスポーツ活動を実践した場合、県及び市等が主催する研修会等へ参加した場合並びに豊田市スポーツ推進委員協議会規約に規定する総会、役員会、理事会及び専門部会（ただし、市が認めた活動に限る。）に参加した場合について、１活動回数あたり 2,500 円を報酬として委員に支払う。

2　委員は、委員としての活動を行った場合、翌月 10 日までに、豊田市スポーツ推進委員活動報告書（様式第２号）を市に提出しなければならない。

3　市は、必要があれば、委員の活動について、地区コミュニティ会議及び地域スポーツクラブ等活動主体に確認をすることができる。

附　則

この基準は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成23年9月29日から施行する。

附　則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和 2年4月1日から施行する。

別表第１（第３条関係）

推薦した地区コミュニティ会議	コミュニティ	ブロック
崇化館	崇化館	第１ブロック
朝日丘	朝日丘	
逢妻	逢妻	
梅坪台	梅坪台	
浄水	浄水	
豊南	豊南	第２ブロック
上郷	上郷	
竜神	竜神	
末野原	末野原	
保見	保見	第３ブロック
猿投	猿投	
猿投台	猿投台	
井郷	井郷	
石野	石野	
高橋	高橋	第４ブロック
美里	美里	
益富	益富	
松平	松平	
若林	若林	第５ブロック
若園	若園	
前林	前林	
藤岡	藤岡	第６ブロック
藤岡南	藤岡南	
小原	小原	
足助	足助	第７ブロック
下山	下山	
旭	旭	
稲武	稲武	

備考　コミュニティは通常分担する地域、ブロックはコミュニティ単位では十分に委員の活動が機能しない場合に協力しあう広域的な地域をいう。

別表第２（第３条関係）

分担する事項
（1）身近な地域でのスポーツ活動推進に関する事項
（2）子どもの体力向上及びスポーツへのきっかけづくりに関する事項
（3）地域スポーツクラブの活動及び自立支援に関する事項
（4）スポーツ推進委員育成及び自己研鑽のための研修に関する事項

様式第１－１号

推　薦　書
＜継続者用＞

小学校区 小学校	ふりがな 氏　名
小学校区 小学校	ふりがな 氏　名
小学校区 小学校	ふりがな 氏　名
小学校区 小学校	ふりがな 氏　名
小学校区 小学校	ふりがな 氏　名
小学校区 小学校	ふりがな 氏　名

令和５・６年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和　　年　　月　　日

（　　）地区コミュニティ会議

会　長

様式第１－２号

推　薦　書
＜新規者用＞

<table>
<tr><td>小学校区

小学校</td><td colspan="2">ふりがな
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日
昭和・平成　　年　　月　　日生</td><td>性　別</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所　〒　　－
豊田市</td><td>電話番号
（自宅）　　－
（携帯）　　－　　－</td></tr>
<tr><td>職　業</td><td colspan="2">勤務先</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能スポーツ種目</td><td>前任者

※前任者がいない場合記載不要</td></tr>
<tr><td colspan="3">過去に豊田市スポーツ推進委員（体育指導員）の経験の有無

有・無</td></tr>
</table>

令和５・６年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和　　年　　月　　日

（　　）地区コミュニティ会議

会　長

様式第１－３号

推　薦　書

＜新規（前任者 任期途中退任）者用＞

小学校区 小学校	ふりがな 氏　名	
生年月日 昭和・平成　　年　　月　　日生		性　別
住　所　〒　　－ 豊田市		電話番号 （自宅）　　－ （携帯）　　－　　－
職　業	勤務先	
指導可能スポーツ種目		前任者
過去に豊田市スポーツ推進委員（体育指導員）の経験の有無 有・無		

令和５年度豊田市スポーツ推進委員として推薦します。

令和　　年　　月　　日

（　　）地区コミュニティ会議

会　長

様式第２号

退任願

年　　月　　日

豊田市　御中

豊田市スポーツ推進委員
（　　）地区

豊田市スポーツ推進委員の退任願い

下記の理由により、豊田市スポーツ推進委員を退任します。

記

＜理　由＞

当該スポーツ推進委員が、上記の理由により退任することを承諾します。

年　　月　　日
（　　）地区コミュニティ会議

会　長

※承諾後、この退任願を該当スポーツ推進委員にお渡しください。
　スポーツ推進委員からスポーツ振興課へ提出します。

資料２
１１月区長便

令和４年１１月２日

自治区長　様

産業部農業振興課長　谷 原　　美 保
農業委員会事務局長　小木曽　哲也

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について（お知らせとお願い）

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、推進委員という）の任期満了（令和５年７月１９日まで）に伴い、次期委員の募集を行います。地域の実情に応じて、委員候補者の推薦等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〇募集概要

1　募集期間　　令和５年２月１日（水）から　２月２８日（火）
2　募集方法　　市内全域から公募（推薦・自薦）
3　周知方法　　広報とよた、市ホームページに掲載

※地域のこれまでの選出経緯等によって、現在の農業委員及び推進委員から相談がある場合があります。その際は、候補者の選出等にご協力をお願いします。
※募集期間内に、自治区ほか営農協議会や農事組合等からの推薦をお願いする場合があります。

〇募集要項

	農業委員	農地利用最適化推進委員
人数	１９人（うち１人は、農業に従事していない者）	４５人（地区毎に人数を設定　※別表参照）
任期	令和５年７月２０日から令和８年７月１９日（３年間）	委嘱日から令和８年７月１９日（約３年間）
応募資格	・農業に関する識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができること ・農業委員会法第８条第４項に規定する欠格事由に該当しないこと ・暴対法第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと	・農地利用最適化※の推進に熱意と識見を有すること ・農業委員会法第８条第４項に規定する欠格事由に該当しないこと ・暴対法第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと
業務内容	・農業委員会の総会（毎月開催）に出席し、農地法や他法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議 ・推進委員と連携し、農地利用最適化活動及び目標地図素案作成活動の支援 ・農業施策に関する意見書の検討及び提出	・担当地区内における農地利用最適化の活動 ・目標地図素案作成に関する活動（地域での話合い、所有者等への意向調整等） ・地区農業委員会（年４回）に出席し、活動状況に関する情報共有等 ・農地の権利移動等申請案件の現地確認
報酬	・月額３２，３００円 ・農地利用最適化の活動を行う場合は、その実績に応じた報酬（年額５５７，３３４円以内）	・月額３２，３００円 ・農地利用最適化の実績に応じた報酬（年額５５７，３３４円以内）
その他	・議会の同意を得て市長が任命 ・業務用のタブレット端末を貸与	・農業委員会で承認後、農業委員会が委嘱 ・業務用のタブレット端末を貸与

※農地利用最適化とは、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の支援」のことをいう。

〇スケジュール

令和４年１０～１２月		関係機関等への周知
令和５年	２月	広報とよた２月号・市ホームページへの募集記事掲載
	２月	農業委員・推進委員の募集期間（１か月間）
	３月	両委員の選考
	６月	議会の同意取得
	７月	市長による任命（農業委員）
		農業委員会による委嘱（推進委員）

【問合せ】豊田市農業委員会事務局　小木曽・山岡
電　話：０５６５－３４－６６３９
ＦＡＸ：０５６５－３３－８１４９

別表　農業委員及び推進委員地区別人数

地　　区	農業委員	推進委員
豊　　田	１８人	４人
高　　橋		３人
上　　郷		４人
高　　岡		６人
猿　　投		４人
保　　見		２人
石　　野		２人
松　　平		２人
藤　　岡		２人
小　　原		３人
足　　助		５人
下　　山		３人
旭		３人
稲　　武		２人
中立委員 （農業に従事していない者）	１人	―
合　　計	１９人	４５人

様式第２（第４条関係）　　〔法人又は団体推薦〕

農業委員会委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

豊田市長　　様

推薦者　所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
法人又は団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者又は管理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

豊田市農業委員会委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

【推薦者に関する事項】

所在地				
代表者又は管理人氏名			構成員の数	人
連絡先	固定電話	（　　）　　－		
	携帯電話	（　　）　　－		
法人又は団体の組織の目的				
構成員たる資格その他法人又は団体の性格を明らかにする事項				
推薦する理由				
農地利用最適化推進委員候補者としての推薦の有無	被推薦者を本市又は他市町村の農地利用最適化推進委員の候補者として １　推薦している。（市町村名：　　） ２　推薦していない。			

【被推薦者に関する事項】

住　所				
氏　名			性別	
生年月日等	年　　月　　日〔満　　才〕			
職　業				
連絡先	固定電話	（　　）　　－		
	携帯電話	（　　）　　－		

経歴（職歴）	
農業経営の状況	耕作面積　　㎡　　農業従事日数（年）　　日 主な耕作品目　　農業歴　　年　　月
認定農業者等の該当状況	⑴該当するものに「○」を付してください。⑴ 1　認定農業者（個人）又は認定農業者（法人）の役員等である者 2　認定農業者に準ずる者 ⑴　認定農業者（個人）又は認定農業者（法人）の役員等であった者 ⑵　認定農業者が行う耕作又は蓄養の事業に従事し、その経営に参画する親族 ⑶　認定就農者（法人の場合は役員等） ⑷　集落営農組織の役員 ⑸　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者であって、当該農業委員会の区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者（法人の場合は役員等） ⑹　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的な立場にある者として地方公共団体に認められた農業者 ⑺　農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（法人の場合は役員等） 3　認定農業者又は認定農業者に準ずる者でない者 ※　役員等とは、認定農業者（法人）の役員及びその法人が行う耕作又は蓄養の事業に関する権限及び責任を有する使用人です。
同意及び宣誓事項	私は、豊田市農業委員会委員の候補者として推薦を受けることに同意します。また、要綱に示す資格要件は全て満たしています。 令和　　年　　月　　日 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考

1　提出された推薦書は返却しません。

2　推薦書に記入された事項は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和２６年農林省令第２３号）第６条の規定により住所を除いて全て公表となります。

3　推薦を受ける者が豊田市以外に住民登録している場合は、推薦を受ける者の住民票の写し（３か月以内の発行されたもの）を添付してください。

様式第２（第５条関係）　　〔法人又は団体推薦〕

農地利用最適化推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

豊田市農業委員会長　　様

推薦者　所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
法人又は団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者又は管理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

豊田市農地利用最適化推進委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

推薦する区域	

【推薦者に関する事項】

所在地				
代表者又は管理人氏名			構成員の数	人
連絡先	固定電話	（　　）　　－		
	携帯電話	（　　）　　－		
法人又は団体の組織の目的				
構成員たる資格その他法人又は団体の性格を明らかにする事項				
推薦する理由				
農業委員会委員候補者としての推薦の有無	被推薦者を本市又は他市町村の農業委員会委員の候補者として １　推薦している。（市町村名：　　） ２　推薦していない。			

【被推薦者に関する事項】

<table>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日等</td><td colspan="4">年　　月　　日〔満　　才〕</td></tr>
<tr><td>職　業</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>固定電話</td><td colspan="3">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>携帯電話</td><td colspan="3">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>経歴（職歴）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農業経営の状況</td><td colspan="4">耕作面積　　㎡　　農業従事日数（年）　　日
主な耕作品目　　農業歴　　年　　月</td></tr>
<tr><td>同意及び宣誓事項</td><td colspan="4">私は、豊田市農地利用最適化推進委員の候補者として推薦を受けることに同意します。また、要綱に示す資格要件は全て満たしています。
令和　　年　　月　　日
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

備考

1　提出された推薦書は返却しません。

2　推薦書に記入された事項は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和２６年農林省令第２３号）第１２条の規定により住所を除いて全て公表となります。

3　推薦を受ける者が豊田市以外に住民登録している場合は、推薦を受ける者の住民票の写し（３か月以内の発行されたもの）を添付してください。

資料３
１１月区長便

令和４年１１月２日

自 治 区 長　様

豊田市長　太田　稔彦

一般廃棄物処理手数料の改定について（情報提供）

日頃は、豊田市の清掃行政に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、市ではごみ処理施設へ直接持ち込むごみ処理手数料及び粗大ごみの収集手数料を令和５年４月１日から改定させていただきます。

つきましては、改定の内容を添付のとおり情報提供させていただきます。

«問合せ先»
豊田市 環境部 循環型社会推進課　担当　川合、小嶋
〒４７０－１２０２　豊田市渡刈町大明神３９－３
TEL　０５６５－７１－３００１
FAX　０５６５－７１－３０００

令和５年４月１日から一般廃棄物処理手数料を改定します

1　ごみ（一般廃棄物）の現状

豊田市のごみの総排出量は、横ばい傾向にありますが、総排出量の８０％を占める「燃やすごみ」については、増加傾向にあります。平成２３年度からの１０年間で、家庭系で約 3,000t（+3.9%）、事業系が約 6,900t（+21.8%）増加しています。

また、ごみの中身を調査したところ、家庭系で約 30%の資源が、事業系で 20%の資源及び産業廃棄物が混入しており、適正な分別ができていない状況になっています。

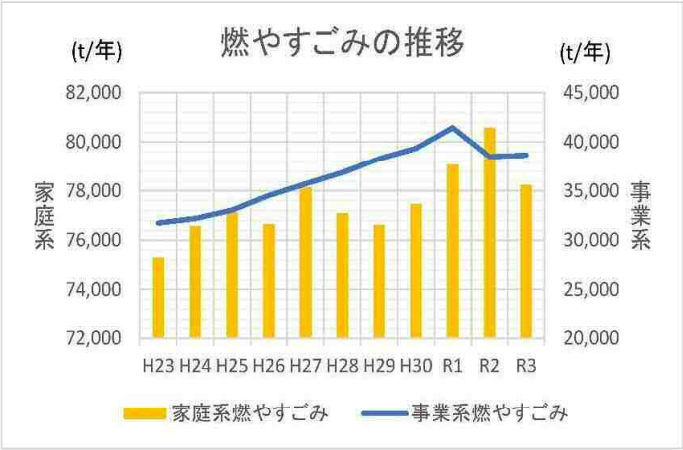

2　手数料見直しの目的

（１）手数料は、提供した役務の対価であるため受益者負担が原則でありますが、古いもので平成５年度から据え置いている手数料もあり、処理原価との乖離が大きくなっていること。

（２）県内他市と比較し手数料が安価であったことから、近隣市からのごみの流入が懸念されていたことや、燃やすごみが年々増加傾向にあったこと。

（３）リサイクルを推進するため、刈草・せん定枝は緑のリサイクルセンターで処理していますが、処理能力を上回る量は焼却施設で焼却処理してしまっていたこと。

3　見直す処理手数料の概要

（１）改正する処理手数料　　（10kg あたり、粗大ごみ：１個あたり）

区　分	搬入先施設	現行の処理手数料		改定後手数料
		家庭系	事業系	家庭系・事業系
燃やすごみ	渡刈クリーンセンター、藤岡プラント	６０円	１００円	１０kg まで２００円、以後１０kg ごとに２００円加算
埋めるごみ・金属ごみ	グリーン・クリーンふじの丘	３０円	８０円（り災ごみに限る）	
刈草・せん定枝	緑のリサイクルセンター	５０円	９０円	
粗大ごみ	（電話申込み、戸別回収）	300 円、600 円、900 円	―	現行+300 円

（２）改正時期　令和５年４月１日より

※ごみステーションに出すごみについては、今回の改定の対象ではありません。
また、自治区活動で発生したごみの処理手数料の免除（搬入物証明書による申請）は変更ありません。

【問合せ先】
豊田市 環境部 循環型社会推進課　担当者：川合、畑田
TEL ７１-３００１　FAX ７１-３０００　E-mail:junkan@city.toyota.aichi.jp

資料　４

１１月区長便

令和４年１１月２日

区長会役員　各位

豊田市選挙管理委員会
委員長　倉橋　靖俊

愛知県知事選挙における投票管理者等の推薦の御協力について（事前案内）

日頃は、選挙事務の執行につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和５年２月５日に『愛知県知事選挙』が執行されます。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり事前に案内をさせていただきますので、御協力をよろしくお願いします。

なお、後日該当区長へ、詳細を文書にて正式に依頼します。

記

１『愛知県知事選挙』依頼事項の概要

（１）投票日当日（令和５年２月５日（日））における依頼内容

１１月２日現在

	豊田・藤岡南地区の投票所	藤岡（藤岡南を除く）、小原・足助・下山・旭・稲武地区の投票所
投票時間	午前７時から午後８時	午前７時から午後６時

①投票立会人　２名の推薦

「依頼先」　投票所の所在地の区長を代表者として推薦の依頼をします。
（関係区長と協議のうえ推薦をお願いします。）

・文書発送予定日・・・１１月２８日（月）頃
（提出期限：１２月１５日（木））

②投票所の使用依頼（自治区管理の区民会館等を使用する場合）

「依頼先」　該当施設を管理する区長

・文書発送予定日・・・１１月２８日（月）頃
（提出期限：１２月１５日（木））

裏面あり

（２）期日前投票における依頼内容

	本庁、高橋・上郷・高岡・猿投・松平・藤岡支所	小原・足助・旭・稲武支所 下山交流館
投票期間（予定）	告示日の翌日から１６日間 １月２０日（金）～２月４日（土）	投票日前日までの７日間 １月２９日（日）～２月４日（土）
投票時間	午前８時３０分から午後８時	午前８時３０分から午後７時

①投票管理者　各日　１名の推薦

②投票立会人　各日　２名の推薦　※一部の期日前投票場所（注）

「依頼先」　区長会役員の中から本庁及び支所ごとに１名の方を代表者として推薦の取りまとめの依頼をします。

（注）一部の期日前投票場所・・・藤岡・小原・足助・旭・稲武支所
下山交流館

・文書発送日・・・１１月２日（水）（提出期限：１１月３０日（水））

（３）選挙公報の配布依頼

愛知県知事選挙の選挙公報が発行されます。

広報とよたと同じ方法で自治区に配布しますので、大変恐縮ですが、各家庭への配布をよろしくお願いします。

今回の選挙公報は、広報とよた２月号と届く時期が近いことが予想されます。時期が合えば、広報とよた２月号と一緒に配布していただいて差し支えありませんが、広報とよたの冊子の中に、選挙公報を挟んで配ることはできませんので、御留意ください。

◎各自治区への配布予定日・・・１月２４日（火）～２６日（木）頃

なお、愛知県から配送計画が示された段階で区長又は広報委員へ詳細な文書を発送します。

２　投票管理者及び投票立会人の主な仕事について

（１）投票管理者の主な仕事について

①投票所において、選挙人に正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が公正適確に処理されているか、投票の秘密が守られ、投票所内の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意してください。

②投票管理者とその職務代理者（市職員）は、投票事務の内容及びその進め方等について打ち合わせるとともに、公正適確に処理をしてください。

（２）投票立会人の主な仕事について

①投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に協力してください。

②投票手続きの全般について立ち会ってください。

（問合せ先：豊田市選挙管理委員会事務局　電話番号　３４－６６６７（直通））